

給付奨学金の家計急変採用に関するQ & A

【令和3年4月1日版】

予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が地方税情報に反映される前に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより要件を満たすことが確認できれば、給付奨学金及び授業料等減免の支援対象となります。

家計急変採用の募集にあたり、多くお問合せいただいている事項について、令和2年4月1日版（令和2年5月1日更新）のQ & Aを掲載しておりましたが、その後も多くお問い合わせいただいている事項について、令和2年度版に追加して以下のとおりまとめました。

なお、今回追加した事項は、Qの冒頭に【新】と記載しております。

併せて、「奨学金案内-家計急変採用-」もご覧ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/index.html

家計急変に該当する事由は、下表1に記載の事由に該当し、対応する証明書類を提出できる場合となります。

【下表1】

| | 家計急変の事由（注1） | 家計急変者の証明書類 |
|---|--|--|
| A | 生計維持者の一方（又は両方）が <u>死亡</u> | 下記のいずれか ・ 戸籍謄本（抄本） ・ 住民票（死亡日記載） |
| B | 生計維持者の一方（又は両方）が <u>事故又は病気</u> により、半年以上、就労が困難 | ・ 医師による診断書 <u>及び</u> ・ 雇用主による病気休職に係る証明書（注2） |
| C | 生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業（注3）の場合に限る。） | 下記のいずれか ・ 雇用保険被保険者離職票 ・ 雇用保険受給資格者証 |
| D | 生計維持者が <u>震災、火災、風水害等に被災</u> した場合であって、次のいずれかに該当 ①上記A～Cのいずれかに該当 ②被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生 | ・ 罹災証明書 |

（注1）収入減少を伴わない家計支出増加の場合は、家計急変による緊急支援の対象とはなりません。

（注2）雇用されている者が傷病により就労困難となった場合、傷病による休暇（休職）につい

て、①当該休暇（休職）の期間、及び②当該期間中の給与等支給状況について記載した証明書は雇用主に作成又は押印を依頼してください。

(注3)「非自発的失業」とは、雇用保険被保険者離職票（又は雇用保険受給資格者証）において、下表2の離職理由コードに該当する場合をいいます。

【下表2】

| 離職理由コード | |
|---------|--|
| 1A (11) | 解雇（3年以上更新された非正規社員で雇止め通知なしを含む） |
| 1B (12) | 天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇 |
| 2A (21) | 雇い止めによる解雇（期間の定めのある雇用契約（1年未満）を3年以上繰り返し、事業主側の事情によって契約満了、又は雇い止めとなったために離職したとき） |
| 2B (22) | 倒産・退職勧奨・法令違反等の正当な理由のある自己都合退職 |
| 2C (23) | 期間の定めのある労働契約の期間が終了し、かつ、次の労働契約の更新がないことにより離職した者（その者が更新を希望したにもかかわらず、更新できなかった場合） |
| 3A (31) | 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職 |
| 3B (32) | 事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職 |
| 3C (33) | 正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間 12 ヶ月以上） |
| 3D (34) | 正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間 12 ヶ月未満） |

※次の事由については、被災した場合（上表Dに該当する場合）を除き、対象とはなりません。

- ・生計維持者の離婚又は失踪
- ・定年退職等、非自発的失業に該当しない離職
- ・雇用保険に加入していない生計維持者（会社経営者等）の離職

【全般】

Q 1 家計急変事由（表 1）に該当しませんが、収入が急減しています。家計急変の支援を受けることができますか。

A 1 家計急変による給付奨学金の支援を受けるには、表 1 のいずれかの事由に該当していることが必要です。いずれにも該当しない場合、在学（定期）採用でのお申し込みをご検討ください。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響による家計の急変については、証明書※により事由 D に該当するものとみなします。

※「新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少があった者等を支援対象として、国及び地方公共団体が実施する公的支援の受給証明書又はこれに類するものと認められる公的証明書（コピー）」。具体的にどのようなものが該当するかについては、別途公表している新型コロナウイルス感染症による家計急変「事由発生に関する証明書類」に関する Q & A をご覧ください。

Q 2 離婚により収入が急減しました。家計急変の支援を受けることができますか。

A 2 表 1 のいずれかの事由に該当していなければ、家計急変のお申し込みはできません。在学（定期）採用でのお申し込みをご検討ください。

Q 3 家計急変事由（表 1）に該当しますが、以前から低収入（低所得）です。家計急変と在学（定期）採用のどちらに申し込むべきですか。

A 3 以前から低収入（低所得）であって※、在学（定期）採用の申し込みが可能なタイミングであれば、在学（定期）採用へのお申込みをおすすめします。家計急変の場合、それによる支援が継続している間は 3 か月ごとに収入等を確認するため、在学採用に比べて手続きが比較的煩雑になるうえ、短い期間に支援の区分が変わる可能性があります。

※ 春の在学採用の場合、前年度の市町村民税が非課税またはそれに準じている（前々年中の収入が低い）場合。秋の在学採用の場合、当年度の市町村民税が非課税またはそれに準じている（前年中の収入が低い）場合。

Q 4 家計急変事由（表 1）に該当すれば、家計急変の支援を受けることができますか。

A 4 家計急変の事由に該当し当該証明書類を提出した場合でも、家計に係る基準（収入基準・資産基準）及び学業成績等に係る基準等や入学時期等に関する要件や在留資格等に関する要件を満たしていなければ、家計急変による支援を受けることはできません。

※ 支給額算定基準額の算定について

以下の①②の合計額により収入基準を判定します。支給額算定基準額の合計額が100円未満の場合は第1区分、25,600円未満の場合は第2区分、51,300円未満の場合は第3区分となり、それ以上の場合は支援の対象になりません。

①家計急変の事由に該当する生計維持者

家計急変後の年間所得見込額と地方税情報を組み合わせて支給額算定基準額を算出します。

②学生等本人と家計急変の事由に該当しない生計維持者

地方税情報に基づき、それぞれの者について支給額算定基準額を算出します。

Q 5 家計急変事由発生日からすぐに提出書類を全て整えて申し込んだ場合は、いつ採用になるのでしょうか。

A 5 家計急変事由発生の事実確認や大学等が学業成績等を確認のうえ推薦する期間が必要であり、審査には一定の期間を要します。提出書類に不備がない場合は、推薦の翌々月に選考結果を通知する予定です。

採用された場合は、申し込みのあった月に遡って支給を開始します。

Q 6 家計急変事由発生日から3か月経過後に申し込むことはできますか。

A 6 「やむを得ない事由」があると学校長が認めた場合には申し込むことはできます。

ここでいう「やむを得ない事由」とは、学生等本人の病気、家族の看護、災害等による被災、実習中、学校が閉鎖されているなどが考えられます。

Q 7 家計急変事由が発生してから申し込むまでの間に家計急変事由が解消している場合でも、申し込むことはできますか。

A 7 例えば家計急変事由が失職（非自発的失業）であっても、申し込むまでの間に転職等により収入減が解消された場合には、申し込んだとしても原則として支援を受けることができません。

Q 8 申込者本人の収入が急減した場合、家計急変の支援対象となりますか。

A 8 申込者本人が家計急変の事由（表1）のいずれかに該当すれば、支援対象となり得ます。ただし、事由Aは該当することがなく、事由Bは病気による休職の証明が必要になり、事由Cは雇用保険が適用されていることが前提になります。いずれの場合であっても、生計維持者の支給額算定基準額との合計額が収入基準を満たしている必要があります。

【新】Q9 父母ともに家計急変事由に該当する場合は、どのように申し込めばよいですか。

A9 父母とも家計急変者として申込可能です。それぞれの事由発生年月が異なる場合には、後の事由発生年月に合わせて審査することになります。

【事由A】

Q10 家計急変事由Aにおいて、例えば生計維持者（父）の死亡により世帯の年間所得が大きく減少すれば、支援対象となりますか。

A10 家計急変の事由Aとして、支援対象となり得ます。

ただし、支援を行うためには、所得のほかに、資産の要件や学業成績等の基準を満たしている必要があります。そのため、例えば遺産相続等により、学生等本人及び生計維持者（母）の資産額の合計額が1,250万円以上となる場合等は、支援対象となりません。

Q11 生計維持者のうち1人が死亡した後、再婚等により生計維持者が2人になった場合、支援対象となりますか。

A11 申込時点で生計維持者が2人（※）になっている場合、事由Aの申込みはできません。支援対象となった後、再婚等により生計維持者が2人になった場合は、3か月ごとの申告（家計急変現況届）においてその旨を申告していただきます。その場合、その後は増えた後の生計維持者の収入等に関する書類も提出していただき、改めて審査を行うこととなります。

※ ひとりが死亡した後、未成年後見人等、別の生計維持者から支援を受けることになった場合も含まれます。

Q12 事由Aの発生により世帯収入が減りましたが、在学（定期）採用も募集されています。家計急変と在学（定期）採用のどちらに申し込めばよいですか。

A12 生計維持者が死亡した場合、通常の在学採用で申込みをした場合でも、家計急変で申込みをした場合でも、家計基準の審査結果に違いはありませんので、在学採用の申込期間であれば、在学採用で申込みをした方が、手続きや必要書類が少なく済みます。ただし、家計急変は通年で申込みを受け付けておりますので、在学採用の募集期間外でも申込みが可能です。

Q13 事由Aの事由発生日はいつですか。

A13 生計維持者が死亡した日です。

【事由B】

Q14 家計急変事由のB「生計維持者が事故又はまたは病気により、半年以上、就労が困難」の「半年」とは、申込時点で半年（6か月）以上経過していることが条件なのか、医師による診断書または雇用主による証明書で半年以上就労困難の旨が明記されていることが条件なのか、どちらとなるのでしょうか。

A14 医師による診断書で半年（6か月）以上就労困難な旨が明記されている必要があります。また、この場合の事由発生日は診断書に記載された就労困難な状況が開始した日付となります。なお、家計急変は、事由発生から3か月以内に申し込んでいただく必要があります。

ただし、やむを得ない理由により3か月以内に申し込めなかった場合であって、申込みの時点が就労困難である期間に含まれている場合、申込みが可能です。

Q15 事由Bによる申込みのためには、「医師による診断書」と「雇用主による病気休職に係る証明書」の両方が必要ですか。

A15 給与所得者の場合、退職していないかぎり、両方が必要です。そうでない場合（自営業、会社役員等）は、診断書に加え、病気等により就労が困難であることを所定様式にて申告していただきます。

Q16 事由Bについて、病気が原因で退職（失業）した場合、「雇用主による病気休職に係る証明書」が提出できません。支援を受けることはできますか。

A16 事由Cに該当する場合、事由Cで申し込んでください。事由Cに該当せず、病気が原因で退職（失業）した場合、診断書に加え、病気等により就労が困難であることを所定様式にて申告していただくことにより、申し込むことができます。

Q17 休職あるいは退職の後に、6か月以上の就労困難が診断書により確定しました。このような場合でも、事由Bで申し込むことはできますか。

A17 診断書に加え、病気等により就労が困難であることを所定様式にて申告していただくことにより、申し込むことができます。

Q18 診断書に「就労困難」との記載がありませんが、証明書類として認められますか。

A18 認められません。

Q19 診断書に記載されている就労困難である期間が6か月未満ですが、証明書類として認められますか。

A19 認められません。

Q20 事由Bの事由発生日はいつですか。

A20 診断書に記載された就労困難な状況が開始した日です。

【事由C】

Q21 事由Cについて、自発的な離職であった、もしくは雇用保険に加入していなかったため、表2のいずれにも該当しません。支援を受けることはできますか。

A21 家計急変の事由に該当しないため、申し込むことはできません。ただし、病気による離職の場合、事由Bに該当する場合があります。

Q22 事由Cの事由発生日はいつですか。

A22 雇用保険被保険者離職票又は雇用保険受給資格者証に記載された離職日です。

【事由D】

Q23 事由Dの事由発生日はいつですか。

A23 罹災証明書に記載された罹災の日です。

【新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事由Dの特例】

Q24 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変しましたが、公的支援を受けていません。家計急変の支援を受けることはできますか。

A24 新型コロナウイルスの影響を受けた家計急変を事由Dに該当するものとみなすためには、原則として、それにより公的支援を受けていることが必要です。ただし、例外もありますので、別途公表している新型コロナウイルス感染症による家計急変「事由発生に関する証明書類」に関するQ&Aを御確認ください。

Q25 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変したことについて、証明するための公的支援とは具体的には何ですか。

A25 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少があった者等を支援対象として、国及び地方公共団体が実施する支援またはこれに類するものです。具体的にどのようなものが該当するかについては、別途公表している新型コロナウイルス感染症による家計急変「事由発生に関する証明書類」に関するQ&Aをご覧ください。

Q26 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、生計維持者が死亡／罹患による6か月以上就労困難／会社都合による解雇 となった場合、事由Dに該当しますか。

A26 この場合、事由DではなくA～Cのいずれかに該当するのであれば、それらの事由で申し込んでください。

Q27 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、公的支援を受けていますが、受けていた（受ける予定の）証明が発行されていません。家計急変の支援を受けることはできますか。

A27 証明書がなくても、お申し込みいただくことは可能です。ただし、審査は証明書を提出いただいてから開始しますので、追ってご提出をお願いします。（原則として、証明書の提出がなければ、認定されることはありません。ただし、例外もありますので、別途公表している新型コロナウイルス感染症による家計急変「事由発生に関する証明書類」に関するQ & Aを御確認ください。

Q28 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う家計急変の事由Dに該当する場合、事由発生日はいつですか。

A28 申込時に「家計が急変した月」として申告があった月（収入が減少した月又はその前月）の末日です。

【新】Q29 新型コロナウイルス感染症の影響で転職し、減収した場合、申し込むことができますか。

A29 勤務先等の変更（転職等により減収前後の勤務先等が異なる場合）による雇用条件（収入状況等）の変化は、家計急変採用における急変事由に該当しないことから、支援の対象とはなりません。

【その他】

【新】Q30 複数の所得がありますが、提出する証明書は減収した会社の給与明細書のみでよいですか。

A30 複数の所得がある場合、全ての所得に係る収入証明書の提出が必要です。

Q31 2020年3月以前に家計急変事由が発生した場合において、雇用主が発行した給与明細書が全て揃わない場合、揃っている給与明細書のみを提出すればよいですか。

A31 家計急変後の収入状況を審査において確実に把握する必要があるため、家計急変事由発生した後の給与明細書は全て提出していただくようお願いします。

紛失等により給与明細書の提出が困難な場合には、家計急変後の期間中の給与等支給状況について記載した証明書を雇用主に作成していただくよう依頼してください。

Q32 給与明細書等を提出するのに、なぜ、マイナンバーや課税証明書の提出も必要になるのですか。

A32 給与明細書等では扶養人数や控除等の情報を確認することができないため、家計急変採用による支援においても定期的に生計維持者と申込者本人の地方税情報をマイナンバーによって取得し、その情報を支援区分の確定に利用します。また、家計急変採用によ

る支援を開始してから一定の期間が経過した後は、通常の採用者と同様、家計急変者も含めマイナンバーによって取得した地方税情報にのみ基づいて適格認定（家計）を行いますので、そのときのためにもマイナンバーの提出が必要になります。

Q33 新たな給付奨学金について、予約採用や在学予約採用において、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分で認定されました。しかし、認定された後、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、更に著しい収入の減少が見込まれることとなりました。この場合、家計急変採用に変更することができますか。

A33 変更は可能です。詳細な手続き方法は、在学する大学等へご相談ください。なお、以下の点には十分留意してください。

- ・家計急変による支援の認定を受けた場合は、3か月ごとに収入等を申告する必要があること。これによって、支援区分が3か月ごとに変更されることがあり、既に採用された受給額より支給額が少なくなったり、0円になったりする場合があることや、収入等を申告しない場合、支援が停止される場合があること。
- ・予約採用や在学予約採用における支援区分が変更されることによって、第一種奨学金を貸与中の方は、支給開始月に遡って一括で第一種奨学金の返金が必要になる場合があること。
- ・家計急変による支援の認定を受けた場合は、在学採用へ再度変更することは不可であること。

Q34 虚偽の申込みをした場合、罰則はありますか。

A34 偽りその他不正な手段により申し込んだことにより、仮に認定された場合、それによって支給された金額に対し、140/100を限度として返金していただきます。